

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
1	1.1.1.4		1-2	<p>①第1バルブ 条例規程第7条第1項第6号の規定により、配水管又は他の給水管への取付口に最も近い宅地内に設置される止水栓又は仕切弁をいう。</p> <p>②中間バルブ 条例規程第7条第1項第7号の規定により、配水管又は他の給水管への取付口と第1バルブとの間に、設置される止水栓又は仕切弁をいう。(局が必要と認める場合に限る)</p> <p>③特別な直結給水方式 3階直結直圧式、直結増圧式及び特例直結直圧式をいう。</p> <p>④道路 公道及び私道をいう。</p>	<p>①第1バルブ 条例規程第7条第1項第6号の規定により、配水管又は他の給水管への取付口に最も近い宅地内に設置される止水栓又は仕切弁をいう。</p> <p>②特別な直結給水方式 3階直結直圧式、直結増圧式及び特例直結直圧式をいう。</p> <p>③道路 公道及び私道をいう。</p>	水道条例施行規程の改正に伴い、中間バルブの項目が追記されたことにより、施行指針に追記しました。
1	1.5.1.2	⑦	1-24	<p>⑦所定の位置に第1バルブが設置されていること。また、局が必要と認める場合は、中間バルブを設置すること。</p>	<p>⑦所定の位置に第1バルブが設置されていること。</p>	水道条例施行規程の改正に伴い、中間バルブの項目が追記されたことにより、施行指針に追記しました。
2	2.3.1.1	3)	2-6	<p>設計水圧等調査の結果は、設計水圧等通知書〔条例規程第7号様式〕により、依頼した者に通知する。</p> <p>e-KAWASAKI で申請した場合は、e-KAWASAKI 内で結果を通知する〔条例規程第11条第2項、切替要領第3条第2項〕 <u>なお、e-KAWASAKI で申請した通知書には写しマークが記されているが、給水装置工事申込の添付する書類として使用できる。</u></p>	<p>設計水圧等調査の結果は、設計水圧等通知書〔条例規程第7号様式〕により、依頼した者に通知する。</p> <p>なお、e-KAWASAKI で申請した場合は、e-KAWASAKI 内で結果を通知する〔条例規程第11条第2項、切替要領第3条第2項〕</p>	写しマークが記されていることから、給水装置工事申込時に使用できないのかと問い合わせがあったことから、文言を追記しました。

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
2	2.3.1.2	2)	2-7	<p>給水設計計画に関する事前協議をするときは、表2-4に示す書類をサービスセンターに提出する。</p> <p>また、給水設計計画書に関する事前協議について、<u>e-KAWASAKI</u>で申請ができる。表2-4の1、給水設計計画書の内容を<u>e-KAWASAKI</u>で入力し、2~7の書類は電子データで<u>e-KAWASAKI</u>内に添付すること。</p>	<p>給水設計計画に関する事前協議をするときは、表2-4に示す書類をサービスセンターに提出する。</p> <p>また、給水設計計画書に関する事前協議について、<u>川崎市簡易版電子申請サービス (LoGo フォーム) (以下、「LoGo フォーム」とする)</u>で申請ができる。表2-4の1、給水設計計画書の内容を <u>LoGo フォーム</u>で入力し、2~7の書類は電子データで <u>LoGo フォーム</u>内に添付すること。</p>	給水設計計画について、 <u>e-KAWASAKI</u> に移行するため、文言の整理を行いました。
2	2.3.1.2	3)	2-7	<p>局内の検討結果を、給水設計計画に関する回答書により申請者に通知する。</p> <p>給水装置工事の申請をするときは、給水装置工事施行承認申込書に給水設計計画に関する回答書の写しを添付すること。</p> <p>なお、<u>e-KAWASAKI</u>で申請した場合は、<u>e-KAWASAKI</u>内<u>で事前協議書の回答書を通知する。</u></p>	<p>局内の検討結果を、給水設計計画に関する回答書により申請者に通知する。</p> <p>給水装置工事の申請をするときは、給水装置工事施行承認申込書に給水設計計画に関する回答書の写しを添付すること。</p> <p>なお、<u>LoGo フォーム</u>で申請した場合は、<u>事前協議書の回答書は電子メールにて通知する。</u></p>	給水設計計画について、 <u>e-KAWASAKI</u> に移行するため、文言の整理を行いました。
2	2.3.1.3	3)	2-8	<p>開発行為又は建築行為による協議の申込みの際は、それぞれ表2-7に示す書類を提出すること。</p> <p>また、開発行為等に関する事前協議（都計法第32条）に関する事前協議について、<u>e-KAWASAKI</u>で申請ができる。表2-7の1、開発行為等に関する事前協議（都計法第32条）の内容を<u>e-KAWASAKI</u>で入力し、4~9の書類は電子データで<u>e-KAWASAKI</u>内に添付すること。</p>	<p>開発行為又は建築行為による協議の申込みの際は、それぞれ表2-7に示す書類を提出すること。</p> <p>また、開発行為等に関する事前協議（都計法第32条）に関する事前協議について、<u>LoGo フォーム</u>で申請ができる。表2-7の1、開発行為等に関する事前協議（都計法第32条）の内容を <u>LoGo フォーム</u>で入力し、4~9の書類は電子データで <u>LoGo フォーム</u>内に添付すること。</p>	開発行為又は建築行為による協議について、 <u>e-KAWASAKI</u> に移行するため、文言の整理を行いました。

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
2	2.3.1.3	表 2-7	2-9	<u>別紙1 参照</u>	<u>別紙1 参照</u>	まちづくり調整課は、電子申請で協議書を受付していることから受付書の発行となるため、文言の整理を行いました。
2	2.3.1.3	5)	2-9	協議の結果は、都市計画法による協議の同意書をもって、開発等の事業者に対して回答を行う。また、給水装置工事を申請するときは、開発行為等に関する回答書の写しを添付すること。なお、 <u>e-KAWASAKI</u> で申請した場合は、 <u>e-KAWASAKI</u> 内で事前協議書の回答書を通知する。	協議の結果は、都市計画法による協議の同意書をもって、開発等の事業者に対して回答を行う。また、給水装置工事を申請するときは、開発行為等に関する回答書の写しを添付すること。なお、 <u>LoGo フォーム</u> で申請した場合は、 <u>事前協議書の回答書は電子メールにて通知する。</u>	開発行為又は建築行為による協議について、 <u>e-KAWASAKI</u> に移行するため、文言の修正を行いました。
2	2.3.2.4	1)	2-13	特別な直結給水方式による場合には、工事の申込みの際に、次の書類を提出する必要がある（直結要領第4条）。 ③給水方式を特例直結直圧式とする給水装置工事のうち、表 2-8 に該当する工事は水理計算書。 <u>④口径 75mm の特別な直結給水方式の場合、給水設計計画の写し</u>	特別な直結給水方式による場合には、工事の申込みの際に、次の書類を提出する必要がある（直結要領第4条）。 ③給水方式を特例直結直圧式とする給水装置工事のうち、表 2-8 に該当する工事は水理計算書。	直結給水の範囲拡大に関する取扱要領の改正に伴い、口径 75mm の特別な給水方式に給水設計計画の事前協議が必要なため、文言を追記しました。

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
2	2.3.4.2		2-16	<p>①平日（昼間）施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の2日前（FAX、<u>e-KAWASAKI</u>）を用いて送信する場合は当該期日の16時まで）</p> <p>②夜間施工又は休日施工の場合は、局と協議の上、休日を数えないで確認希望日の5日前（FAX、<u>e-KAWASAKI</u>）を用いて送信する場合は当該期日の16時まで）</p>	<p>①平日（昼間）施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の2日前（FAXを用いて送信する場合は当該期日の16時まで）</p> <p>②夜間施工又は休日施工の場合は、局と協議の上、休日を数えないで確認希望日の5日前（FAXを用いて送信する場合は当該期日の16時まで）</p> <p>③e-KAWASAKIを用いて開庁時間外での申請を行った場合は、翌開庁日の確認になるため、<u>予め余裕をもって、申請をすること。</u></p>	e-KAWASAKIでの申請についても、FAX同様に提出期限を設けることにより、局職員が確認希望日の期日前に確認を行うことができるため、文言を修正しました。
2	2.3.5.1	3)	2-17	<p>②完成検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮に入れ、指定工事業者と協議し局が定めるものとする。〔検査要領第5条第3項〕</p> <p><u>(e-KAWASAKIを用いて送信する場合は当該期日の16時まで)</u></p> <p>③e-KAWASAKIにより<u>完成を届出する場合</u>、所管するサービスセンターへ電話連絡を行い、<u>完成検査</u>の日時を調整する。</p>	<p>②完成検査の日時は、検査希望日、水道の使用状況等を考慮に入れ、指定工事業者と協議し局が定めるものとする。〔検査要領第5条第3項〕</p> <p>③e-KAWASAKIによる<u>完成の届出後に</u>、所管するサービスセンターへ電話連絡を行い、日時を調整する<u>必要がある。</u></p>	e-KAWASAKIでの申請についても、FAX同様に提出期限を設けることにより、局職員が検査希望日の期日前に確認を行うことができるため、文言を修正しました。
2	2.3.5.1	表2-11	2-17	<p>5*<u>給水装置工事完成届までに、施工写真を提出することができる。</u></p>	<p>5*<u>局の判断により事前提出等ができる場合がある。</u></p>	給水装置工事完成検査等実施要領の文言に合わせました。
2	2.3.6.3		2-19	<p>④工事の取消しは、e-KAWASAKIで申請ができる。<u>なお、e-KAWASAKIの申請後に審査検査手数料の還付があった場合は、窓口で手続きを行う。</u></p>	<p>④工事の取消しは、e-KAWASAKIで申請ができる。</p>	工事取消後に窓口での手続きが必要なため、文言を追記しました。

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
3	3.1.3.1	1)	3-2	<p>配水管の最小動水圧が0.20MPa以上（専用住宅※については0.15MPa以上）で、かつ、必要とする水量を確保できる地域であること。</p> <p>※専用住宅とは、居住を目的とする建物（共同住宅・店舗・事務所等を除く）。</p>	<p>配水管の最小動水圧が0.20MPa以上（専用住宅については0.15MPa以上）で、かつ、必要とする水量を確保できる地域であること。</p>	<p>専用住宅の説明文を追記しました。</p>
3	3.1.6		3-8 3-9	<p><u>別紙2・3参照</u></p>	<p><u>別紙2・3参照</u></p>	<p>「第2増圧設備以降の増圧設備に設置する逆流防止装置は、減圧式逆流防止器以外の単式逆止弁等でもよいものとする。」と施行指針に記載しており、単式逆止弁のみではないため、文言の修正を行いました。</p>
3	3.5.1		3-33	<p>①第1バルブまでの配管は、指定器材を使用すること。〔条例規程第13条第2項〕</p> <p>②給水管25mm～50mmを取出す場合は、水道用（波状）ステンレス鋼管（SUS304・316）を使用すること。給水管75mm以上はGX形ダクタイル鋳鉄管、NS形ダクタイル鋳鉄管を使用すること。</p> <p>③給水管は、道路から宅地内へ同じ深さで布設し、同一口径で立ち上げて第1バルブを設置すること。</p> <p>④道路内に配管する場合、横断は直角、縦断は官民境界に平行に布設すること。なお、占用位置は道路管理者の指示によること。</p>	<p>①第1バルブまでの配管は、指定器材を使用すること。〔条例規程第13条第2項〕</p> <p>②給水管25mm～50mmを取出す場合は、水道用（波状）ステンレス鋼管（SUS304・316）を使用すること。給水管75mm以上はGX形ダクタイル鋳鉄管、NS形ダクタイル鋳鉄管を使用すること。</p> <p>③水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管（PD）及び水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）は、猶予期間として、令和5年度末まで使用ができる。</p> <p>④給水管は、道路から宅地内へ同じ深さで布設し、同一口径で立ち上げて第1バルブを設置すること。</p>	<p>指定範囲（配水管の取付口から第一止水栓まで）における給水装置工事の50mm以下の給水管種について、令和5年度は猶予期間として設けていましたが、令和6年度からは、ポリエチレン紛体ライニング鋼管（PD）及び硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）を廃止し、指定管種をステンレス鋼管（SUS）のみに変更となることから、文言の削</p>

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
				<p>⑤給水管は、下水、汚水槽等から遠ざけて配管すること。</p>	<p>⑤道路内に配管する場合、横断は直角、縦断は官民境界に平行に布設すること。なお、占用位置は道路管理者の指示によること。</p> <p>⑥給水管は、下水、汚水槽等から遠ざけて配管すること。</p> <p>⑦配水管から防食処理鋼管（PD 又は VD 口径 25mm～50mm）で取出す場合は、分岐後に分水用自在継手を使用し、S字に曲げ配管すること（図3-16 参照）。なお、波状部が均等になるよう滑らかに曲げ、曲げ角度は90度以内とすること。</p> <p>⑧配水管から防食処理鋼管（PD 又は VD 口径 25mm～50mm）で配管する場合は、分岐から宅内の止水栓等までの継手部に管端防食継手、管端防食コア等を使用すること。なお、管端防食コア等の装着は確実に行い、管端の鋼管部が接水しないようにすること。</p> <p>※⑦、⑧について、PD 及び VD は、猶予期間として、令和5年度末まで使用ができる。</p>	<p>除を行いました。</p>
3	3.5.1	図 3-16	3-33		<p>図 3-18 口径 25 mm～50 mm の取出し</p>	<p>ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）及び硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）の廃止に伴い、配水管からの取出し図を削除しました。</p>

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨																																																																																																		
3	3.6.5.4		3-40	ステンレス鋼鋼管（SUS304）を地中埋設配管に使用する場合は、適切な防食処理を施すこと。	ステンレス鋼鋼管（SUS304）、 ポリエチレン粉体ライニング鋼管又は硬質塩化ビニルライニング鋼管 を地中埋設配管に使用する場合は、適切な防食処理を施すこと。 また、ライニング鋼管においては、地中埋設、露出配管を問わず、管端防食継手、管端防食コア等を使用すること。なお、管端防食コア等の装着は確実にを行い、管端の鋼管部が接水しないようにすること。	ポリエチレン粉体ライニング鋼管（PD）及び硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）の廃止に伴い、文言を削除しました。																																																																																																		
3	3.6.5.6		3-41	③給水管は他の埋設物（埋設管構造物の基礎等）より30 cm以上の間隔を確保し、配管するのが望ましいが、やむを得ず間隔が取れず近接して配管する場合には、 当該埋設物管理者と協議を行うなど、給水管に損傷防止等の措置を図ること。	③給水管は他の埋設物（埋設管構造物の基礎等）より30 cm以上の間隔を確保し、配管するのが望ましいが、やむを得ず間隔が取れず近接して配管する場合には、 給水管に発砲スチロール、ポリエチレンフォーム等 を施し、損傷防止を図ること。	他の埋設管から30cmの間隔が確保できない場合は、埋設物管理者との協議を行うなどして、互いに損傷しない措置を講じる必要があることから、文言の修正を行いました。																																																																																																		
3	3.7	表 3-23	3-42	<p>表 3-23 分岐種類別分水栓止め等の標準工法一覧*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐元</th> <th>使用材料</th> <th>給水管切筋の施工法</th> <th>配水管の 防水処理を 伴うもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓</td> <td rowspan="2">分水キャップ</td> <td rowspan="2">止水ねじを締めキャップを取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>分水栓</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>不排水割T字管</td> <td>フランジ蓋</td> <td>止水ねじを締めフランジ蓋を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震形割T字管</td> <td>耐震形 割T字管栓</td> <td>止水ねじを締め耐震形割T字管用栓(注1) を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>切管・継輪</td> <td>T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>割T字管</td> <td>フランジ蓋</td> <td>フランジ蓋を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>A・K形T字管</td> <td>管栓</td> <td>管栓を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>インロー・タイトン T字管</td> <td>切管・継輪</td> <td>T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>DX・NS・SII形T字管</td> <td>切管・継輪</td> <td>T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フランジ付T字管</td> <td>フランジ蓋</td> <td>フランジ蓋を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>ブラグ又は キャップ</td> <td>チーズ撤去又はチーズ形にキャップ取り付 ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>給管</td> <td>分岐管撤去</td> <td>分岐部分を撤去する。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	分岐元	使用材料	給水管切筋の施工法	配水管の 防水処理を 伴うもの	サドル付分水栓	分水キャップ	止水ねじを締めキャップを取り付ける。	○	分水栓	○	不排水割T字管	フランジ蓋	止水ねじを締めフランジ蓋を取り付ける。	○	耐震形割T字管	耐震形 割T字管栓	止水ねじを締め耐震形割T字管用栓(注1) を取り付ける。	○	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○	割T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○	A・K形T字管	管栓	管栓を取り付ける。	○	インロー・タイトン T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○	DX・NS・SII形T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○	フランジ付T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○	チーズ	ブラグ又は キャップ	チーズ撤去又はチーズ形にキャップ取り付 ける。	○	給管	分岐管撤去	分岐部分を撤去する。	○	<p>表 3-23 分岐種類別分水栓止め等の標準工法一覧*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐元</th> <th>使用材料</th> <th>給水管切筋の施工法</th> <th>断水設備を 伴うもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓</td> <td rowspan="2">分水キャップ</td> <td rowspan="2">止水ねじを締めキャップを取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>分水栓</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>不排水割T字管</td> <td>フランジ蓋</td> <td>止水ねじを締めフランジ蓋を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震形割T字管</td> <td>耐震形 割T字管栓</td> <td>止水ねじを締め耐震形割T字管用栓(注1) を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>切管・継輪</td> <td>T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>割T字管</td> <td>フランジ蓋</td> <td>フランジ蓋を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>A・K形T字管</td> <td>管栓</td> <td>管栓を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>インロー・タイトン T字管</td> <td>切管・継輪</td> <td>T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>DX・NS・SII形T字管</td> <td>切管・継輪</td> <td>T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フランジ付T字管</td> <td>フランジ蓋</td> <td>フランジ蓋を取り付ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>ブラグ又は キャップ</td> <td>チーズ撤去又はチーズ形にキャップ取り付 ける。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>給管</td> <td>分岐管撤去</td> <td>分岐部分を撤去する。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	分岐元	使用材料	給水管切筋の施工法	断水設備を 伴うもの	サドル付分水栓	分水キャップ	止水ねじを締めキャップを取り付ける。	○	分水栓	○	不排水割T字管	フランジ蓋	止水ねじを締めフランジ蓋を取り付ける。	○	耐震形割T字管	耐震形 割T字管栓	止水ねじを締め耐震形割T字管用栓(注1) を取り付ける。	○	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○	割T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○	A・K形T字管	管栓	管栓を取り付ける。	○	インロー・タイトン T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○	DX・NS・SII形T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○	フランジ付T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○	チーズ	ブラグ又は キャップ	チーズ撤去又はチーズ形にキャップ取り付 ける。	○	給管	分岐管撤去	分岐部分を撤去する。	○	文言の修正を行いました。
分岐元	使用材料	給水管切筋の施工法	配水管の 防水処理を 伴うもの																																																																																																					
サドル付分水栓	分水キャップ	止水ねじを締めキャップを取り付ける。	○																																																																																																					
分水栓			○																																																																																																					
不排水割T字管	フランジ蓋	止水ねじを締めフランジ蓋を取り付ける。	○																																																																																																					
耐震形割T字管	耐震形 割T字管栓	止水ねじを締め耐震形割T字管用栓(注1) を取り付ける。	○																																																																																																					
	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○																																																																																																					
割T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○																																																																																																					
A・K形T字管	管栓	管栓を取り付ける。	○																																																																																																					
インロー・タイトン T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○																																																																																																					
DX・NS・SII形T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○																																																																																																					
フランジ付T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○																																																																																																					
チーズ	ブラグ又は キャップ	チーズ撤去又はチーズ形にキャップ取り付 ける。	○																																																																																																					
給管	分岐管撤去	分岐部分を撤去する。	○																																																																																																					
分岐元	使用材料	給水管切筋の施工法	断水設備を 伴うもの																																																																																																					
サドル付分水栓	分水キャップ	止水ねじを締めキャップを取り付ける。	○																																																																																																					
分水栓			○																																																																																																					
不排水割T字管	フランジ蓋	止水ねじを締めフランジ蓋を取り付ける。	○																																																																																																					
耐震形割T字管	耐震形 割T字管栓	止水ねじを締め耐震形割T字管用栓(注1) を取り付ける。	○																																																																																																					
	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○																																																																																																					
割T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○																																																																																																					
A・K形T字管	管栓	管栓を取り付ける。	○																																																																																																					
インロー・タイトン T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○																																																																																																					
DX・NS・SII形T字管	切管・継輪	T字管を撤去し切管を継輪にて接合する。	○																																																																																																					
フランジ付T字管	フランジ蓋	フランジ蓋を取り付ける。	○																																																																																																					
チーズ	ブラグ又は キャップ	チーズ撤去又はチーズ形にキャップ取り付 ける。	○																																																																																																					
給管	分岐管撤去	分岐部分を撤去する。	○																																																																																																					

令和6年4月 給水装置設計施行指針 新旧対照表

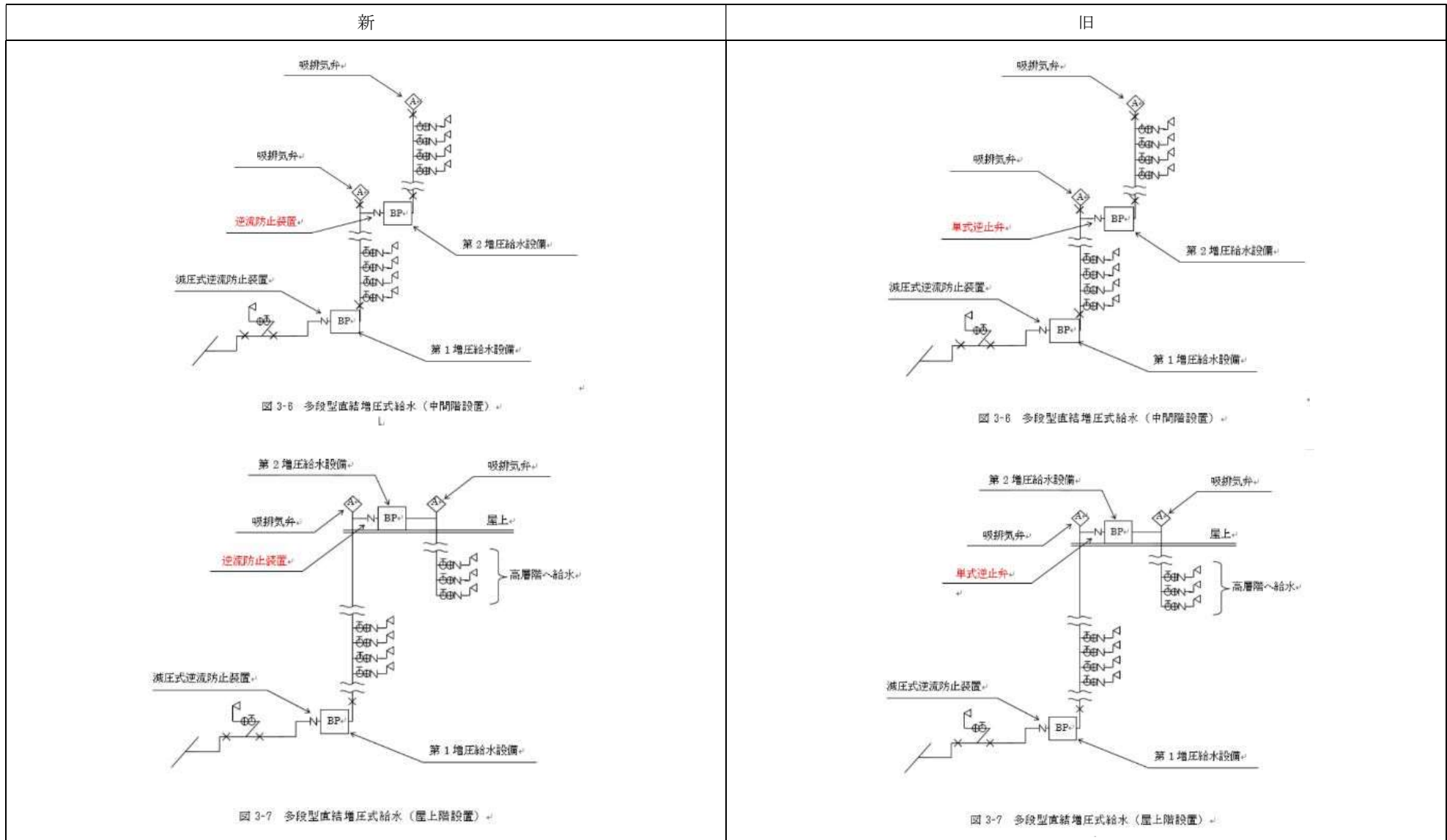
章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
3	3.8.5.1	5)	3-55	<p>口径 25 mm以下のメーターを埋設しないで設置する場合は、原則として、メーターユニットを使用しなければならない。口径 40mm 以下のメーターに使用するメーターユニットは、局が予め承認をしたものから選定すること。〔メーター要領第 19 条第 1 項、第 2 項〕</p> <p>※ 埋設型複数用メーターボックスはメーターユニット扱いとする。</p> <p>※ メーター用指定器材承認品リストは、サービスセンター窓口で閲覧できるほか、局のウェブサイトに掲載する。</p>	<p>口径 25 mm以下のメーターを埋設しないで設置する場合は、原則として、メーターユニットを使用しなければならない。口径 40mm 以下のメーターに使用するメーターユニットは、局が予め承認をしたものから選定すること。〔メーター要領第 19 条第 1 項、第 2 項〕</p> <p>※ メーター用指定器材承認品リストは、サービスセンター窓口で閲覧できるほか、局のウェブサイトに掲載する。</p>	埋設型複数用メーターユニットとの取り扱いの記載がなかったため、文言を追記しました。
3	3.13.1		3-67	<p>更生工事等（クリーニング工事及び更生工事をいう。）は、本来であれば配管を取り替えることが望ましい状況下において、住宅事情等によりそれにより難しい場合に暫定的に給水装置の延命を図る工事である。その施行に伴う事故等については局で責任を負えないものであることを理解した上で施行しなければならない。</p>	<p>更生工事等（クリーニング工事及び更生工事をいう。）は、本来であれば新たに配管をし直すことが望ましい状況下において、住宅事情等によりそれにより難しい場合に暫定的に給水装置の延命を図る工事である。その施行に伴う事故等については局で責任を負えないものであることを理解した上で施行しなければならない。</p>	文言の修正を行いました。
4	4.2.5	表 4-3	4-3	<p>※メーターユニットの図示記号は、メーター止水栓と逆流防止器を含みます。また、地上に設置した場合にも使用します。</p>	<p>※地上でメーターユニットを設置したもの ※止水栓、逆流防止器含む</p>	文言の整理を行いました。

章	節	番号	P.No.	改正	現行	改正趣旨
4	4.3.2.4	図 4-6	4-10	<p>図 4-5 サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合の記載</p>	<p>図 4-5 サドル付分水栓以外の方法で分岐する場合の記載</p>	耐震形割 T 字管の文言を作図例と同じ文言に修正しました。
4	4.6		4-35	別紙 3 参照		作図例に耐震形割 T 字管の旗揚げを記載しました。
付録	II.1.(1)		付-30	別紙 4 参照		ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD) 及び硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VD) の廃止に伴い、配管例 25mm を削除しました。
付録	II.1.(2)		付-31	別紙 5 参照		ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (PD) 及び硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VD) の廃止に伴い、配管例 40・50mm を削除しました。
付録	IV		付-38			「開発行為に含まれる地域の名称」だと工事名称を記載する誤りがあるため、文言の修正を行いました。

別紙1 (表 2-7)

新				旧			
2-7 開発行為等の協議に関する提出書類				2-7 開発行為等の協議に関する提出書類			
	提出書類名	都計法 32条協議	調整条例 19条協議		提出書類名	都計法 32条協議	調整条例 19条協議
1	都市計画法に関する施設の同意及び協議書	4 (正1、副3)	—	1	都市計画法に関する施設の同意及び協議書	4 (正1、副3)	—
2	まちづくり調整課で発行をした受付書と協議書	—	2 (正1、副1)	2	まちづくり調整課で受付をした協議書の写し	—	2 (正1、副1)
3	協議結果報告書	—	2 (正1、副1)	3	協議結果報告書	—	2 (正1、副1)
4	案内図	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	4	案内図	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)
5	平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ)、地盤高 (標高表示)、給水方式、道路種別が明記されていること)	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	5	平面図 (配水管、給水管 (口径、延長、弁栓類の旗上げ)、地盤高 (標高表示)、給水方式、道路種別が明記されていること)	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)
6	取出口径の計算書 (移管前提工事の場合は除く)	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	6	取出口径の計算書 (移管前提工事の場合は除く)	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)
7	使用水量・受水槽容量の計算書	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	7	使用水量・受水槽容量の計算書	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)
8	設計水圧等通知書 (2.3.1.1.の1) に該当する場合)	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	8	設計水圧等通知書 (2.3.1.1.の1) に該当する場合)	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)
9	その他必要とする書類	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)	9	その他必要とする書類	4 (正1、副3)	2 (正1、副1)

別紙2 (図3-6・図3-7)



別紙3 (4-35)

新	旧
<p>給水装置完成図 ⑥配管図あり工事用</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道局 4 - 35</p>	<p>給水装置完成図 ⑥配管図あり工事用</p> <p style="text-align: center;">川崎市上下水道局 4 - 35</p>

別紙4 (付-30)

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>1 取出しから第1バルブまで</p> <p>(1) 25mm</p> <p>サドル付分水栓 【JWWA B117 (A形 平行ねじ)】</p> <p>止水栓管 【本市承認品】</p> <p>道路</p> <p>宅地</p> <p>分水用自在継手 【本市承認品】</p> <p>第1バルブ 【本市承認品】</p> <p>ポリ粉体ライニング鋼管【JWWA K132】 硬質塩化ビニルライニング鋼管【JWWA K116】 継手類【JWWA K150】</p> <p>管穿孔口防錆工法用挿入コア 【本市承認品】</p>

別紙5 (付-31)

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>(2) 40mm・50mmの場合</p> <p>水道用サドル付分水栓 【JWWA B117 (A形 平行ねじ)】</p> <p>止水栓管 【本市承認品】</p> <p>道路 宅地</p> <p>分水用自在継手 【本市承認品】</p> <p>第1バルブ (青銅製仕切弁) 【本市承認品】</p> <p>ポリ粉体ライニング鋼管【JWWA K132】 硬質塩化ビニルライニング鋼管【JWWA K116】 継手類【JWWA K150】</p> <p>管穿孔口防錆工法用挿入コア 【本市承認品】</p> <p>ユニオン 【本市承認品】</p>

別紙6 (付-39)

新	旧
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都市計画法に関する施設の同意及び協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名・名称及び代表者名 _____</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 _____</p> <p style="text-align: center;">都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第32条の規定により、開発区域内に新たに設置する施設について協議願います。</p> <p style="text-align: center;">開発区域に含まれる地域の位置 _____ 区 _____</p> <p style="text-align: center;">開 発 面 積 _____ m²</p> <p style="text-align: center;">新 た な 施 設 _____ 水道施設（給水装置） _____</p> <p style="text-align: center;">設 計 者 住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____</p> <p style="text-align: center;">電 話 _____</p> <p style="text-align: center;">担 当 者 _____</p> <p>添 付 図 書 下記に、都市計画法に関する施設の同意及び協議書の提出書類一覧をご記入下さい。提出書類につきましては、給水装置工事設計施行指針のP2-7の「2.3.1.3. 開発行為等に関する事前協議」の提出書類をご参照下さい。</p> <p style="text-align: center;">1 _____</p> <p style="text-align: center;">2 _____</p> <p style="text-align: center;">3 _____</p> <p style="text-align: center;">4 _____</p> <p style="text-align: center;">5 _____</p> </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都市計画法に関する施設の同意及び協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名・名称及び代表者名 _____</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 _____</p> <p style="text-align: center;">都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第32条の規定により、開発区域内に新たに設置する施設について協議願います。</p> <p style="text-align: center;">開発区域に含まれる地域の名称 _____ 区 _____</p> <p style="text-align: center;">開 発 面 積 _____ m²</p> <p style="text-align: center;">新 た な 施 設 _____ 水道施設（給水装置） _____</p> <p style="text-align: center;">設 計 者 住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____</p> <p style="text-align: center;">電 話 _____</p> <p style="text-align: center;">担 当 者 _____</p> <p>添 付 図 書 下記に、都市計画法に関する施設の同意及び協議書の提出書類一覧をご記入下さい。提出書類につきましては、給水装置工事設計施行指針のP2-7の「2.3.1.3. 開発行為等に関する事前協議」の提出書類をご参照下さい。</p> <p style="text-align: center;">1 _____</p> <p style="text-align: center;">2 _____</p> <p style="text-align: center;">3 _____</p> <p style="text-align: center;">4 _____</p> <p style="text-align: center;">5 _____</p> </div>